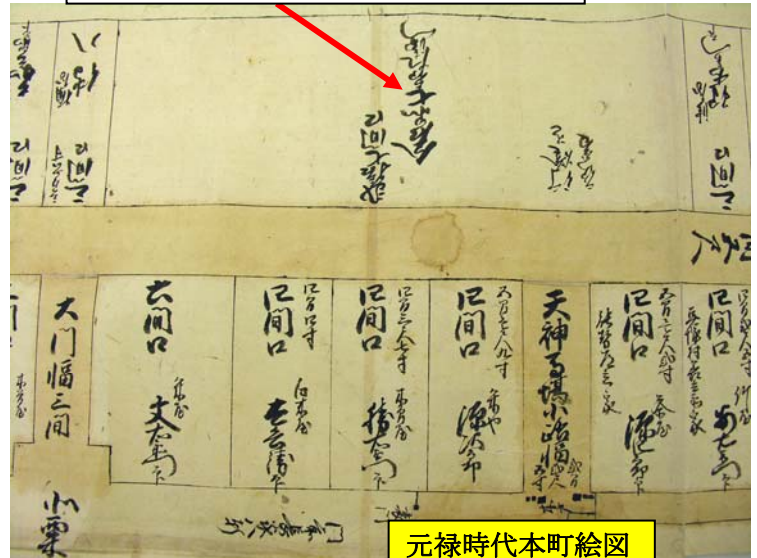


## 1、本町大名主倉科家

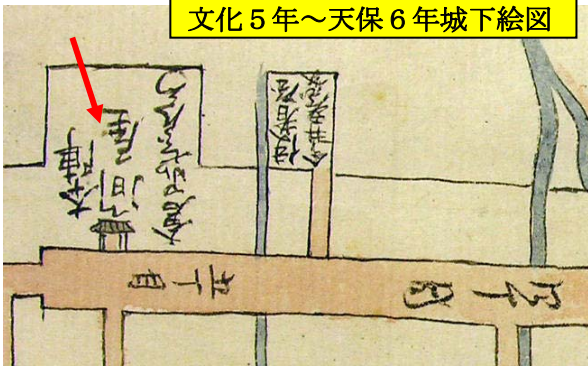
城下町の構成員は、血縁や地縁が全く関係のない人々を集めた。それ故町のまとまりに欠ける。そのためにまとめる政治的組織が必要である。その組織の頂点に立つ町の長（おさ）に役を負わせる。農村に居住していた有力な武士を松本に呼び寄せた。その一人が本町に在住した倉科七郎左衛門である。倉科氏は甲斐の武田氏に仕え、信玄の命によって仁科五郎盛信が大町の城主に任じられると、その付人として安曇郡の大町に移った。天正10年（1582）に小笠原貞慶に召しだされ、城下の運営にあたった。

間口27間の破格の屋敷をもつ倉科家



元禄時代本町絵図

文化5年～天保6年城下絵図



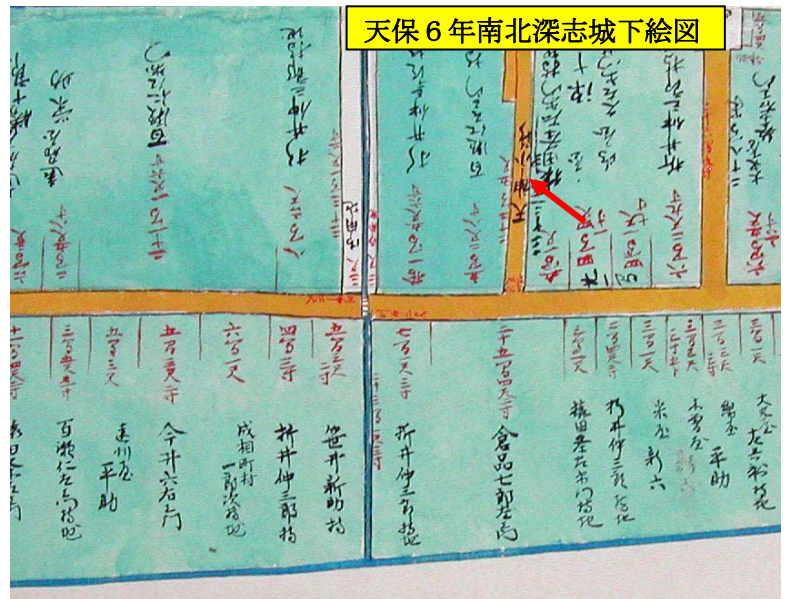
町役人の組織や呼び名は、肝煎（きもいり）問屋職、庄屋・年寄などと言っていたが、後戸田氏が入封後は親町には大名主（おおなぬし）、枝町は名主、大名主と名主の下に肝煎を置くように組織がえをした。

大名主の中でも本町の大名主倉科家が最高権威者とされた。仕事内容は、藩の行政の末端を担う場合と町人の立場を藩側へ反映させる内容で、法令を守ること、公用人足の割当、戸籍事務、治安維持関係、訴訟や願いを藩への取次、防災関係、商取引の管理等に関わり

をもっていた。

各絵図のも見られるように、大名主倉科家は本陣・問屋を兼ねて本町5丁目西側に広い屋敷を構えていた。行灯（あんどん）が置かれ、夜番（やばん：夜に番をする）も置かれていた。向かいの東側には天神小路（天神馬場小路）がある。代々七郎左衛門を名乗り、町役人の最高権威者として城下町の統制に当たった。問屋職にも任命されたので、城下の公用物資の流通と伝馬人足の使役を支配する権限を持ち、商業物資の流通にも力を及ぼした。

天保6年南北深志城下絵図

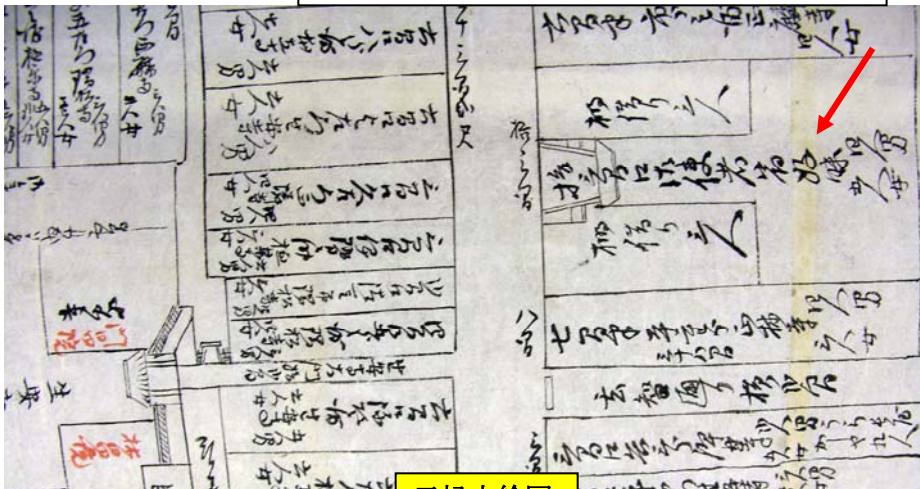


町役人につける家は限定されていて、

その家が世襲（せしゅう）するのが松本藩の特徴であった。倉科家も代々の世襲であった。大名主や一部の名主は、公式の場で苗字を名乗ることが出来た。また羽織袴を着て大小の刀を差すことが許されていた。町の諸費用や義務の免除をされていた。藩からは合力（ごうりき）粃（与えられるの意）50俵をもらっていた。

## 2、藩の御使者宿今井家

拾三間口御使者宿好味(今橋) 4人男5人



元禄古絵図

御使者宿(御使者屋)は、藩の賓客や幕府の役人の休泊用の施設であった。「元禄古絵図」「元禄時代本町絵図」「享保13年秋改絵図」の3点では、本町2丁目に位置していることが確認できる。

城は軍事施設で、府密にしておくことであり、城にきた客や公用来た者、御用飛脚などの者は、城内で休泊させないで、城下町に設

御使者屋敷 拾三間口 今井六右衛門



元禄時代本町絵図

御使者 拾三間貳尺 六右衛門預り

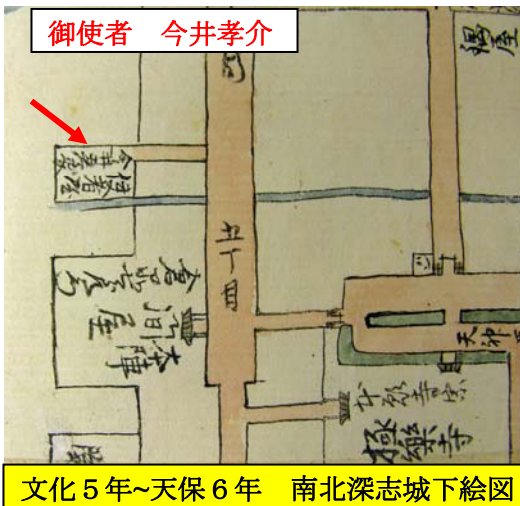


享保13年秋改城下絵図

置した藩の施設御使者宿で接待や宿泊をさせることにした。

御使者宿は、17世紀前半には中村家が問屋の倉科家と一緒に勤め、同後半には今橋家(好味)が、その後は今井家(六右衛門)が継いだ。「旧松本市史」によるとその年次は、延宝2年(1674)としている。今井六右衛門家は、水野氏時代に合力粗20俵を支給され、戸田氏時代には、「御客家」につき軒役を免除され、10人扶持の禄が支給されている。

御使者 今井孝介



文化5年~天保6年 南北深志城下絵図

左絵図では、本町2丁目から本町4丁目に移転しており(天明3年・・・1783)、その後明治まで続いた。延宝2年(1674)から幕末まで約200年にわたって御使者宿を勤めてきた今井家の祖先は、もと松林という姓を名乗り、現在の松本市井川城を本拠とする武士であった。石川氏時代に今井の姓に変わった。その後の町役人の最高位の一人に任命され、倉科家と共に城下町の統制に当たった。六右衛門俊之は、寛永14年(1637)幕府が寛永通宝の鑄造を今井勘右衛門重直に許可したその子である。今井家は酒庄屋、穀物商、貸家業などの商売をしていた。